

(平成24年4月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 5 件 |
| 厚生年金関係 | 5 件 |

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成12年1月1日から14年1月31日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年10月1日から12年1月1日まで
② 平成12年1月1日から14年1月31日まで

申立期間における私の1か月当たりの給与額は、40万円から60万円ぐらいであったにもかかわらず、年金事務所の記録では標準報酬月額が20万円程度と低額であることに納得がいかない。当時の給与明細書等が残っていないので、給与からの保険料控除額は不明であるが、調査して訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、オンライン記録によると、当初、申立人に係る標準報酬月額の記録は、平成12年1月から13年12月までは26万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成14年1月31日）の翌月の同年2月7日付けで、12年1月に遡って20万円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所においてこのような事務処理を行う合理的理由は見当たらない。

また、A社の複数の元役員は、社会保険事務所の指導を受けて、申立人を含む社員と役員の標準報酬月額を遡って引き下げたことを認めている。

これらを総合的に判断すると、申立期間②において、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、26万円とすることが妥当である。

2 申立期間①及び②について、申立人は、A社に勤務していた期間において、1か月当たり40万円から60万円ぐらいの給与を支給されていたと主張しており、申立人が同社を退職（平成14年1月31日に離職）後に受給した雇用保険の失業給付に係る賃金日額の記録から、申立人に係る退職月以前6か月の平均報酬額は、45万4,890円であったことが確認できる。

しかしながら、A社では、当時の関係資料は廃棄していることから、申立期間①及び②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認することはできない。

また、A社の元代表取締役は、給与から控除する厚生年金保険料については、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額に基づく報酬等級で控除しており、算定基礎届による決定額より高い報酬月額で控除したことはない旨申述している。

さらに、オンライン記録によると、申立期間①及び②について、申立人に係る標準報酬月額が訂正された形跡は、上記1で確認した訂正以外には無く、当時、同社が加入していた厚生年金基金における申立人に係る標準報酬月額も、オンライン記録と同額であることが確認できる。

このほか、申立期間①及び②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（上記1の訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和59年10月は19万円、同年11月及び同年12月は18万円、60年1月から同年5月までは19万円、62年11月、同年12月、63年2月から同年5月までの期間及び同年7月から同年9月までの期間は20万円、平成9年11月、同年12月、10年2月から同年5月までの期間及び同年8月は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和59年10月1日から60年7月1日まで
② 昭和62年10月1日から63年10月1日まで
③ 平成9年10月1日から10年10月1日まで

私がA社に勤めていた申立期間の標準報酬月額の記録が給与から控除された金額と相違しているため、私の厚生年金保険の記録を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、当該期間のうち、

昭和 59 年 10 月は 19 万円、同年 11 月及び同年 12 月は 18 万円、60 年 1 月から同年 5 月までは 19 万円、62 年 11 月、同年 12 月、63 年 2 月から同年 5 月までの期間及び同年 7 月から同年 9 月までの期間は 20 万円、平成 9 年 11 月、同年 12 月、10 年 2 月から同年 5 月までの期間及び同年 8 月は 30 万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は給与計算における保険料控除額の誤りを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 60 年 6 月、62 年 10 月、63 年 1 月、同年 6 月、平成 9 年 10 月、10 年 1 月、同年 6 月、同年 7 月及び同年 9 月については、申立人から提出された給与明細書により事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高額であるものの、給与明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より同額又は低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月1日から14年10月1日まで
申立期間の標準報酬月額は、当時の給与支給額に比べて低すぎると思うので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の記録について、申立期間のうち、平成13年1月から同年9月までは、当初、41万円と記録されていたが、同年10月29日付けで、同年1月に遡って30万円に減額訂正されていることが確認できる上、当初（同年9月12日付け）、41万円と記録された13年度の算定基礎届における標準報酬月額についても30万円に訂正されていることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成12年10月から同年12月までの期間及び13年10月から14年9月までの期間に係る申立人の標準報酬月額は、当初、12年10月から同年12月までは41万円、13年10月から14年9月までは30万円とそれぞれ記録されていたものが、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年10月1日より後の同年10月7日付けで、申立人を含む46人の標準報酬月額の記録が遡って減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、上記13年1月から同年9月までを含む12年10月から14年9月までについて9万8,000円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、平成13年10月29日付けの処理について、申立人と同じ日付で、同様に標準報酬月額が遡って訂正されている者が申立人を含め33人確認できる上、当時の同僚は、「会社の経営状態が悪く、13年10月支払いの給与が1

か月遅れて支給され、それからしばらくの間は正規の支給日に給与は支払われていなかった。」と証言しており、代表取締役も、当時社会保険料の支払いに苦慮していたことを認めている。

これらを総合的に判断すると、平成13年10月29日付け及び14年10月7日付けで行われた遡及訂正処理及び13年度の定時決定については事実を即したものと考えるが、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を、平成12年10月から13年9月までは47万円、同年10月から14年9月までは32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月1日から14年10月1日まで
申立期間の標準報酬月額は、当時の給与支給額に比べて低すぎると思うので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の記録について、申立期間のうち、平成13年1月から同年9月までは、当初、47万円と記録されていたが、同年10月29日付けで、同年1月に遡って22万円に減額訂正されていることが確認できる上、当初（同年9月12日付け）、32万円と記録された13年度の算定基礎届における標準報酬月額についても22万円に訂正されていることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成12年10月から同年12月までの期間及び13年10月から14年9月までの期間に係る申立人の標準報酬月額は、当初、12年10月から同年12月までは47万円、13年10月から14年9月までは22万円とそれぞれ記録されていたものが、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年10月1日より後の同年10月7日付けで、申立人を含む46人の標準報酬月額の記録が遡って減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、上記13年1月から同年9月までを含む12年10月から14年9月までについて15万円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、平成13年10月29日付けの処理について、申立人と同じ日付で、同様に標準報酬月額が遡って訂正されている者が申立人を含め33人確認でき

る上、当時の同僚は、「会社の経営状態が悪く、13年10月支払いの給与が1か月遅れて支給され、それからしばらくの間は正規の支給日に給与は支払われていなかった。」と証言しており、代表取締役も、当時社会保険料の支払いに苦慮していたことを認めている。

これらを総合的に判断すると、平成13年10月29日付け及び14年10月7日付けで行われた遡及訂正処理及び13年度の定時決定については事実を即したものと考えるが、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、12年10月から13年9月までは47万円、同年10月から14年9月までは32万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を、平成12年10月から13年9月までは41万円、同年10月から14年9月までは30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月1日から14年10月1日まで
申立期間の標準報酬月額は、当時の給与支給額に比べて低すぎると思うので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の記録について、申立期間のうち、平成13年1月から同年9月までは、当初、41万円と記録されていたが、同年10月29日付けで、同年1月に遡って24万円に減額訂正されていることが確認できる上、当初（同年9月12日付け）、30万円と記録された13年度の算定基礎届における標準報酬月額についても24万円に訂正されていることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成12年10月から同年12月までの期間及び13年10月から14年9月までの期間に係る申立人の標準報酬月額は、当初、12年10月から同年12月までは41万円、13年10月から14年9月までは24万円とそれぞれ記録されていたものが、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年10月1日より後の同年10月7日付けで、申立人を含む46人の標準報酬月額の記録が遡って減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、上記13年1月から同年9月までを含む12年10月から14年9月までについて15万円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、平成13年10月29日付けの処理について、申立人と同じ日付で、同様に標準報酬月額が遡って訂正されている者が申立人を含め33人確認でき

る上、当時の同僚は、「会社の経営状態が悪く、13年10月支払いの給与が1か月遅れて支給され、それからしばらくの間は正規の支給日に給与は支払われていなかった。」と証言しており、代表取締役も、当時社会保険料の支払いに苦慮していたことを認めている。

これらを総合的に判断すると、平成13年10月29日付け及び14年10月7日付けで行われた遡及訂正処理及び13年度の定時決定については事実を即したものと考えるが、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、12年10月から13年9月までは41万円、同年10月から14年9月までは30万円に訂正することが必要である。